

議会運営委員会

平成30年9月14日（金曜日）午後1時00分開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	田野恵子	議事調査係長	関根達弥
主査	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)市長に対し、事務執行の適正な運用を求める決議を提出することについて
 - (2)所管事務調査（行政視察）について
 - (3)タブレット端末の導入について
 - (4)その他
4. その他
5. 閉会

開会 午後 1時00分

◎協議事項

○吉成委員長 早速ですが、3の協議事項に入ってまいりたいと思います。

(1)市長に対し、事務執行の適正な運用を求める決議を提出することについて。

今回、この議運の開催について、中心的な働きかけをしたのが相馬副委員長でありますので、提案理由の説明をここでお願いいたします。

○相馬副委員長 定例会中、臨時の議会運営委員会に皆さんお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、本日お集まりいただいたメーンの、(1)番の、市長に対し、事務執行の適正な運用を求める決議を提出をしたいというようなことで、昨日、内容につきましては案を皆様方にお渡しさせていただいているかと思うんですが、表題といたしましては、事務執行の適切な運用を求める決議案ということでございます。

理由につきましては、議決が必要な契約について、議決を得ないまま、無効な契約が締結されたことにより、追認議決を行った事案を踏まえ、法令遵守の徹底、再発防止及び事務執行の適正な運用に全力で取り組みを強く求めるものでございます。こちらを、議会運営委員会から提出をしたいということでございます。本日、その本議決案に対して、提出するか否か、それと提出する場合の、議決文の内容について皆様方のご意見をお伺いできればということでお集まりいただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉成委員長 ただいま、(1)の市長に対し、事務執行の適正な運用を求める決議を提出することについての提案理由について、今、相馬副委員長のほうから説明がありました。

今回、この事案につきましては、議案第85号ということで、契約の締結内容としては、黒磯水処理センター新管理棟の建設委託に関する契約ということになったわけでありましたが、今、副委員長から説明があったとおりの事案であります。これを既に、即決ということで、議決がされています。その議決に対して、やはり今後このようなことが起こらないように、ぜひ執行部側のこれまで以上のチェック機能であったり、その辺をしっかりしてほしいという決議文を出すべきじゃないかというご意見であります。皆様の忌憚ないご意見を聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

大野委員。

○大野委員 今回、議決が必要な契約にもかかわらず、それをしないで契約してしまったということで、この決議を出すということに対しては、それでよろしいかと思います。

この文面を読まさせていただいて、真ん中のちょっと下の段で、さらにというところの一番右側の部分からで、「二代表制の一翼を担う議会を軽視し」ということで書いてありまして、最後には「遺憾の極みである」というふうに、強く述べられている部分があります。気持ちは十分わかるんですが、今までのいろんな部分に対して、執行部側も、我々議会に対して恐らく、軽視していた部分というのはないかと思いますし、経過の説明などもいただいておりますので、果たしてこれで、ちょっと強く、強調してしまっているかという疑問があります。

ちょっと、ここまで強く述べなくても、例えば、この二代表制というところを抜いて、その辺の部分だけ、「相手方に不安や混乱を与えるとともに、市の事務執行に対する」というふうにつなげて、そこのものであると、これらのことから、と

いう形で、提出する文を変えられればというふう
に、私自身は思っています。

○吉成委員長 この後について、皆さんが決議はす
るべきだということが多数であれば、この後につ
いて、この案については、改めて提案者のほうか
ら、この内容自体を説明していただいて議論しよ
うかと思ったんですが。

そのほかにご意見ございますか。

まずは、決議をすべきであるということに対し
てのご意見をいただきたいと思います。いかがで
しょうか。

森本委員。

○森本委員 やはり、再発防止という意味でも、決
議は行ったほうがいいんじゃないのかなというふ
うに考えます。

○吉成委員長 そのほか、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今回の、執行部のこの事案に対しては、
この決議、おおむね出したほうが、はじめとして
いいと思います。

ただ、ちょっとそれをするに当たって、この議
案の発議者というかは、今回は議会運営委員会が
発議者ということになるのでしょうか。

○吉成委員長 当然、ここで議論しているわけです
から、議運が発議者ということになります。

○鈴木委員 あと、これ文書をきのう見せていただ
いて、実は大野委員の言ったところなんですけれ
ども、執行部の職員は議会を軽視してこういう事
態になったのではなくて、執行部の行う契約の手
続について、うっかりというか、よく理解してい
なくてこういう結果が生じたのかなというふうにも、
ちょっと感じていたんです。だから、それは
後の話ですが、そういうことについてちょっと検
討は要るかなというふうに思います。

以上です。

○吉成委員長 そのほかにかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 やはり、出すことありきで、今この文
面を検討するということになれば、当然出すべき
だと思います。

ですから、その先を読んで、出すことを前提に
して文面云々言っているということは、出すこと
を前提としているということなので、出すべきだ
と思います。

○吉成委員長 わかりました。出すべきであるとい
うことですね。

齋藤委員、どうでしょう。

○齋藤委員 今回の、この議案に関しては、契約の
議案という部分の、法令的に引っかかる部分で間
違いないので、それに関しては今回、これが水処
理センターであったけれども、今後、いろいろな
部署でもそういう事態を防止させるためにも、今
回、決議文を出したほうがいいというふうに思い
ます。

○吉成委員長 中村委員。

○中村委員 よく説明を聞いた中で、委託業務はと
いう、議会議決を引き起こすというような、本当
に勘違いをしてしまったということをよく言われ
ている説明をしておりますが、やはり、そういつ
た解釈の仕方、これはやはり執行部にとっては、
勉強不足と言っては失礼ですが、そういった意味
ではしっかりとなされていなかったというものを
考えますと、しっかりとそういうふうに出して、
しっかりとそういうふうに出して、しっかりとせい、
とすることも、私は正しいと思います。

○吉成委員長 それでは、皆さんの今ご意見を伺い
いたしました。

今回に関しましては、この決議をして、決議文
を出すべきだということが大方なご意見ですので、
そういった決定でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、決議を行うということに決しました。

実際に、そうなると、どういった文章を出すかということになりますので、この点についても相馬副委員長のほうからよろしくお願いいたします。

○相馬副委員長 じゃ、案としてつくったものをまず読み上げさせていただきます。

事務執行の適正な運用を求める決議。

本定例会に提出された、議案第85号 契約の締結は、昨年7月4日付で、地方共同法人日本下水道事業団を相手として既に締結された、那須塩原市黒磯水処理センター新管理棟建設工事委託にかかわる契約について、議決を求めるものである。

これは本来、契約締結の前に議決が必要であったにもかかわらず、議決を得ないまま無効な契約が締結されたことにより、本定例会に追認議決を求めた、極めて異例の事案であった。

本議会としては、本事業の必要性和本契約にかかわる混乱の回避等を勘案し、当該議案を可決したものであるが、追認議決を求める事態は、関係法令との確認と、関係者との十分な協議という事務処理の着実な実施を怠ったもので、個々の職員はもとより、組織全体の不十分なチェック体制が招いた結果である。

さらに、今回の事態は、契約の相手方に不安や混乱を与えるとともに、二元代表制の一翼を担う議会を軽視し、市の事務執行に対する市民の信頼を損なうものであり、遺憾の極みである。

これらのことから、執行部においては、今後再びこのような事態を起こさないため、法令遵守の徹底により、事務手続の着実な実施を図るとともに、職員の意識改革と、組織全体としての実行性のあるチェック体制を確立するなど、再発防止に万全を期し、さらなる事務執行の適正な運用に全

力を挙げて取り組むよう強く求めるものである。

以上、決議する。

内容は以上でございます。

○吉成委員長 今、朗読をしていただきました。

既に、大野委員のほうからは、一部、文章についての指摘がありました。そのほかにご意見ございますか。

○君島議長 私は、オブザーバーなので、中身の文面の中身についてはどうこうはないんですけども、ただ、表現の仕方だけ、5行目の「これは」がありますよね。「これは、契約締結前に議決が必要だったにもかかわらず」という表現が、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。結局は、市と日本下水道事業団が契約を結んだのは、仮契約であって、本契約にするのに議会の議決が必要であると、地方自治法の96条にある、契約は必要であるということなので、「契約締結前に議決が必要」という表現が、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども。

○吉成委員長 今、仮契約の状態であると。

○君島議長 そうです。当然、入札なり何なりをすると、2週間以内に契約を結ばなくちゃならないということになっていますので、その間に業者と市のほうが結ぶ契約は仮契約であって、本契約とするに当たっては、議会の議決が必要であるということなので、「契約前に議決が必要」という表現が、ちょっとおかしいのではないかと。実際、市のほうと業者のほうは仮契約は結んでいるんです。

○中村委員 だけど、工事を発注していた。

○君島議長 違う、違う。表現が、「契約締結前に議決が必要」という表現だけでも、契約そのものは結んでおいて、それが仮契約であって、本契約にするのに議会の議決が必要なので、「契約締結前に議決が必要」という表現は、ちょっとおか

しいんじゃないかなと思います。

○中村委員 議長の発言ですと、日本下水道事業団は、市と仮契約をしていて、実際に事業をまだ未発注ですよということならばわかりますよ、今の言っていることは。

だけれども、下水道事業団、去年の7月以降に……。

○君島議長 やっているのはいいんですよ。やっているのはいいんですけれども、ただ、法律上の事務処理の考え方からすると、結局、地方自治法の96条といっても、議会の議決が必要だということと言っているものについては、市のほうは契約を結んで、1億5,000万円の工事のものについては、業者と市が結んだものは、本契約にするには議会の議決が必要なんです。

ですから、仮契約そのものは結んであるんです。だから、下水道事業団とやったときに、市が結んであるやつは、仮契約では結んであるんです。本契約にするのに議会の議決が必要だということなんです。

現在なっているのは仮契約のまま、工事は全然やっちゃって、お金だって払うということなので、だから、「契約締結前に議決が必要」という表現はおかしいと。

○鈴木委員 そうしたら基本的に、仕事に入っていること自体、お金は払っているんですか。

○君島議長 払っていますよ。

○鈴木委員 そうすると、締結の問題じゃなくて、工事代金の支払いの問題になってくるんでは。

○吉成委員長 ちょっと待ってください、それは、そうじゃなくて、追認議決が必要だから、我々は追認議決しているわけですから、そこはもう終わっているわけです。

そこじゃなくて、こうなってしまったことに対して一言言っておかなきゃいけない、そもそも論

に行っちゃったら、これまた無理ですから、ただ、一時不再議がありますので、当然無理ですけどもね、できませんけれども。

○鈴木委員 今のはわかりました。

だけれども、そのことを追認議決した皆さんも、よく理解していないまま……。

○吉成委員長 ちょっと待ってください。

これは、副委員長があつたときに賛成討論をやつた中で、明確に仮契約という言葉も使つてやっているわけです。だから、中身は知っているんです。それで、工事自体ももう発注されている、でも、議会の議決が経てなかったから、じゃ、しぶしぶ即決であつて。

○中村委員 追認議決を決めたと。

○吉成委員長 その内容は皆知っていますよ、知つていてやっているわけです。

係長。

○関根議事調査係長 今のところ、事務的な話だけさせていただければと思います。

議長さんからもご意見いただきましたとおり、契約というのは仮、それから本というところで紛らわしさがあるということであれば、例えばここについては、「本契約締結前」というふうにすれば、そういう意味では明確になるのかな、こんなふう考えているところでございます。

○吉成委員長 じゃ、ちょっと文章として言ってもらっていいですか。

○関根議事調査係長 「これは、本来、本契約締結の前に議決が必要であつた」としたらいかがでしょうかというご提案でございます。

○吉成委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると今、議長が言ったというのは、結局、議会の議決をしていないので、本契約には至っていない状況だということ、それでいいんですよ。

○君島議長 ですから、仮契約は成立しているんですけれども、本契約にするには、議会の議決を得ないと本契約にならないということになっておりますので、単純に「契約の締結前」という表現であっては、どこの契約なのかということが表現がされていないということに。

○佐藤委員 「本」を入れればいいと。

○君島議長 「本契約にするには、議会の議決が必要」だというのを、ちゃんとわかるような形をしないと、逆に今度仮契約はしていますよということで、反論が出ますよということ。

○吉成委員長 じゃ、今、議長からご指摘をいただいた部分を、関根係長のほうで「本」をつければ、この文章は成り立つんじゃないかということですので、そこの部分は、「本」をつけるということでもよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのほかにご意見ございますか。

大野委員のほうからは、「二元代表制の一翼を担う議会を軽視」という部分が要らないんじゃないかという、そういったご指摘もありましたが、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 検証したわけではないと思いますが、ここで書いているのは、やっぱり「契約の相手方に混乱を与えるとともに」ということと、議会の方も、軽視ではないんだけど、議会の権能を棄損、棄損とかそういうのじゃないですけども、やっぱり、混乱を招いていることはあると思うんです。だから、そこの表現だけちょっと、思い浮かんでいることを言いたいですけれども、ちょっとないんですけども、議会に対しても影響を与えていると、そういったことは書いてあってもいいんじゃないかと思いますが。

○吉成委員長 議会が、皆さんの、全員一致で決議

すべきだと言っているわけですから、決議しなくて済むのであれば、それに越したことはないんでしょうけれども、決議をせざるを得ない事案になっているということ自体が、議会にとってはという話です。じゃなかったら、きょうの会議だって持つ必要もないわけですから。

副委員長。

○相馬副委員長 まず、最初の4行については、これは事実だと思います。次の3行、「異例の事案であった」、これも事実だと思って、執行部のほうも受け入れてもらえるんだろうと思います。その次の、「追認議案を、事態となった法令等の確認」、それから「不十分な協議」、恐らくここも執行部については事実として認めてもらえるんだろうというふうに、実は思いました。

やはり、大野委員が言うように、ここについて、あくまでもここは議会側の思うこと、こちらが思うことであって、執行部としてはそう思わない可能性はあるというふうには思っておりました。それから、最後の1、2、3、4、5行、当然、こちらとしては一番言いたいところですので、これは削れないというふうに思っておりました。

先ほど、大野委員が言った「二元代表制の一翼を担う議会を軽視し」というところについては、もしかしたら、議会を軽視はしていない、これによって反発される可能性はあるだろうなというふうに想像はいたしました。全面的に受け入れてもらうのであれば、執行部のほうに、これについては反発がまずなくて、そのとおりですというふうに受け入れてもらうのであれば、やっぱりこれは、どうしようかなというふうに思ったところでございます。

しかし、こちら側の議会側の意見として強く出たいということであれば、この辺は残していてもいいのかなというふうには考えた上に、こうい

うふうな文章にはなったよということになります
が、例えば、最初は「二元代表制の一翼を担う議
会を軽視していると言われても過言ではない」と
かという文章に、ちょっと柔らかい、オブラート
に包んだような文章をつくったんですが、オブラ
ートに包んでもというような考えがあって、ばさ
っと切ったというところでございます。

それ以外のところは、恐らく受け入れてもらえ
るんだろうと、ここの部分については、執行部側
がもし反発を、もしあるとすれば、そういうふう
なこともあるというふうな意識を持ちながらつく
ったところではありますので、再度、皆様のほう
から、ちょっとご意見をいただければというふう
に思います。

○吉成委員長 この議決案自体をつくった、今、副
委員長のほうからの経緯説明をいただきました。

ほかにご意見ございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 今の説明だと、結局市のほうでは、別
に議会を軽視してここに至ったわけではないとい
うんですけども、実際は議会はどうなっている
かという混乱を招いているわけですよ。

我々のほうの事態を訴えてもいいんじゃないかと。
今、なんでこうやって集まっているのかという
ことになると、結局混乱していてということに
なれば、我々の意向が、執行部側がどう考えてい
るかではなくて、「今、混乱を招いている」とい
う表現でもいいのかなと。

○吉成委員長 この案でいいでしょうということだ
すね。

○佐藤委員 違う、違う、別に議会を軽視してやっ
たわけではないんですけども、実際に我々議会
側とすれば混乱が生じていると、そういう事態を
訴えてもいいんじゃないかと。

別に、軽視したと言われれば、それまででしょ

うけれども。これは相手の考えでしょう、軽視し
たというのは。

議会のほうとしては、軽視されたと思っている
から書いたと、だけれども、契約した人はそれを
軽視した上ではないというふうになれば、という
ことで。

○吉成委員長 だから、結論は。

○佐藤委員 結論は、だから今、議会はどうなっ
ているかといったら混乱を招いていると、このこ
とに対して。だから、そういう訴え方はできません
かと言ったわけです。

○吉成委員長 契約相手方のほうは「不安と混乱」
と書いてありますね。市民に対しても「信頼を損
なう」と書いています。それで、議会はとなった
ときに「軽視された」というふうになっていると、
三者。

○佐藤委員 「軽視されたと言われても過言ではな
い」というふうに言ったんですけども。軽視と
いう文字を入れたほうがいいのか、入れなかった
ほうがいいのかというのは考えました。

○吉成委員長 進行役ですから、余り言っちゃいけ
ないのかもしれませんが、これまでに、こ
ういう議決を行ってきたかという、行っていな
いわけです、我々議会として。

ですから、大きな混乱を招くようなことがなか
ったということが言えるのかもしれませんが、
我々の議会の、やっぱり役目の大きな一つには、
監視機能というのか、当然、議会基本条例の冒頭
にも、前文にもうたっているわけです。そういっ
たことを考えると、そんなに、どうなのかなとい
う気が私なんかはしますけれども、いかがでしょ
うか。

大野委員。

○大野委員 意見は先ほどと同じなんですけれども、
これを出すということが、議会からの、執行部に

対して重いことだと思うんです。だからもう、やっぱり先ほど言ったように、軽視という言葉は抜いた形で、執行部に提示することはいいと思います。

○吉成委員長 そのほかにございませんか。

○齋藤委員 類似語だと、度外視とか、その言葉はどうですか、合わないですか。

○吉成委員長 軽視という言葉のかわりという意味ですか、なんですか。

○齋藤委員 度外視という言葉。

○鈴木委員 軽視じゃないと思う、軽視をしようとしたわけじゃないかもしれないけれども、結果、議会を無視したことは事実。

○中村委員 あと、本当にこれ文章を見ますと、苦労されておつくりになったというのはわかっておりますので、本当に苦心されたと思いますが、この決議を出す事態においては、もう今までなかったというより、今後しっかりしてもらいたいというものを、議会から執行部に対するもので出すわけですから、しっかりした文章の中で、厳しい言葉があっても私はいいんじゃないか、わざとやっているものには見えないと思いますので、その点はしっかりと取り組んだ中で、文言を整理して出すということが大事だと思いますので、ある程度、ちょっと厳しい言葉だって、私はやむを得ないと思います。

○吉成委員長 案どおりでいいということですね。

○中村委員 はい。

○相馬副委員長 ちょっと、ずっと頭のほうに引っかかっている、いいですか。

○吉成委員長 はい。

○相馬副委員長 先ほど言ったように、ほかの文面についてもそれはそれで、恐らく受け入れてもらえるだろうという想像が実はついていて、これがあつたために軽視はしていないよということを受け

入れてもらえないようなニュアンスになるというようことはない、それをそこで考える必要はないというふうに思ったほうがいいですか。

○中村委員 私はそう思います。

○相馬副委員長 了解しました。

○森本委員 提案なんですけれども、さらにこの後「意図的ではないにしても」というのを入れたらどうですか。

○吉成委員長 ほかにどうでしょうか。

じゃ、ここでちょっと暫時休憩をとみましょう。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時48分

○吉成委員長 会議を再開いたします。

先ほどの、まず最初にちょっと戻って、議長のほうから指摘があった部分で、議長、もう一度お願いします。

○君島議長 先ほど言いました5行目のところ、これの案ということで、先ほど係長のほうから「本契約」という形を入れたらどうだということでご提案がありました。でも、ちょっと裏側、続きがあれかなと思ったんで、「本契約締結の前に」という部分を、「本契約締結には議決が必要であつたにもかかわらず」というふうな形で直したほうがわかりやすいんじゃないかなということでございます。

○吉成委員長 今、アドバイスがありました。

これ事務局のほうとしても、これで問題はないんですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、今、議長からいただいたアドバイスどおり、これは本来、係長のほうからアドバイスいただいたように、「本契約締結には議決

が必要であったにもかかわらず」という文章にするということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

それから、先ほどから議論があります「二代表制の一翼を担う議会を軽視し」という、この部分なんですけど、さまざまご意見をいただいているわけですけども、いかが取り計らいますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 じゃ、端的に聞きます。

大野委員は、ここの部分は省いたほうがいいんじゃないかというご意見でした。そのほかの方々に、この「二代表制の一翼を担う議会を軽視し」そのまま、提案どおりでいいと思われる方、何人いらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○吉成委員長 じゃ、大野委員と鈴木委員。

○鈴木委員 いや、私はワンランク下げたほうがいいかなと思っただけです。「軽視ともとれる」というか、そういう形ぐらいでいいのかなと思っただけです。しようとしていないという気持ちを、執行部に対して考えて。

○吉成委員長 具体的に。

○鈴木委員 「議会を軽視ともとられかねない」それぐらいでいいのかなと思いました。

○吉成委員長 そういう意見もあるんですが、大方は、この案どおりでいいんじゃないかということですので、どうしますか、絶対に認められませんか、2人は。

○鈴木委員 私は、皆さんの多数のほうの意見に近いので、それはそれで納得します。

○吉成委員長 余り、多数決でというので決めたくないんで、できれば全会一致で決めていきたいと思うんです。大事な案件でもありますから。

大野委員、どうでしょうか。

○大野委員 すみません、どうしてもちょっと譲れないです。

○吉成委員長 そんなに執行部を気にするような問題ですかね、と私は単純に思っちゃいますけれども。

佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、これは一本化になるまで延々と続くんですか、それとも大野さんを説得する、そして全員賛成してくださいというふうにするんですか。そうでないと、いつまでたっても進まない。

○中村委員 それとも折衷案みたいなものを考えた人に、それも考えてくれるのかという、無限に広がっていきますよ。

○吉成委員長 最終的には、決めなくちゃいけないと思っていますけれども、できれば全会一致がいいなど、理想だなどは思うわけです。

○中村委員 早く賛成しろってなっちゃうもんね。

○佐藤委員 やだって言ったらどうするの。

逆に、大野さんがこのままでいいという人を逆に説得して、削れというか。

○鈴木委員 逆に言うと、大野さんの気持ちを尊重して、大野さんが反対ですと、多数で決定したというのはありではないですかね。

○吉成委員長 だめと言うとちょっと違うので、決議をすることには賛成していますので、それはまたちょっと違う意味合いになっちゃうので。

だからこそ、せっかくですから議運としては、やはり全会一致で決めて発議したいと思うんですけども。

佐藤委員。

○佐藤委員 当然、全会一致したいというのはわかるんですけども、そうするために一番いい方法というのは、やっぱり大野さんを早く説得して、

進めるということに……。

だって、このまま平行線をたどったら、いつまでも決まらないですよ。

○吉成委員長 言われるとおりで。

今回、85号議案として、議運で即決扱いにしましょう、それで初日即決で可決を見たわけですね。それで、あれは、全議員がどう捉えたかはわかりませんが、本当に執行部に対して、我々が譲歩して通した案件だったと思うんです。ですから、譲歩して通したんですから、表現は間違っているかもしれませんが、ありがたがられても、うらまれることはないわけですよ。

それに対して、やはり議会としては、本当にチェック機能を果たすと、議会の大きな役割の中に監視機能というのがあるわけですから、その監視機能を今後も果たしていこうというのであれば、一言、こういった決議をして、権限はないですよ、これには何の拘束力も、法的拘束力もないですけども、やはり議会としての思いは伝えるべきだと。じゃ、議会としての思いを伝えるには、言葉としてやわらかい、オブラートに包んだようなものでいいのかとなった場合には、伝わらないんです。

うわ、そんなこと言われて嫌だな、と思うぐらいのものでなかったら、本来、決議しても余り私は意味がないと思うんです。拘束力がないんだから。あるのであれば、ある程度、これから先もずっと関係は続くわけですから、ある程度のやわらかい表現でもいいとは思いますが、今回の場合には、何ら法的拘束力がないのであれば、逆にそういう言葉でも、そんなに強いとは思われないんですけども、強い言葉と思っているのであれば、このぐらいの言葉でも私はいいんじゃないかなと思います。

いかがでございましょうか、大野さん。

○大野委員 はい。

○吉成委員長 85号議案が、我々は通したという、そこを考えていただければと思うんです。

あと、これとはまた違うかもしれませんが、じゃ、これまでに、何らかの不祥事というのがなかったのかといえば、幾つかあったわけですよ、これも事案とは違う部分もありますけれども、でも、そういったものだって、やはりしっかりとしたチェックであったり監督であったり、そういったことがなされていれば、当然起こらないはずなわけです。

イメージ的には、幾つかそういった事案はこれまでも発生してきている。だから我々はそのときに、毎回指摘してきたかといえば、こういうことはやってきていないわけです。本来だったらやるべきだったんだと思います、今考えたら。そのスタートだと思うんです、これが。今後ないに越したことはないですから、ないことを願いますが、そういう意味での監視機能の、我々は役目を果たさなくちゃいけない、そのあらわれとして、今回はこの決議文を、議運としては全会一致で出させていただきたいと、切に願っています。

副委員長。

○相馬副委員長 ご存じだろうと思うんですが、全く同じ案件が、平成22年に石垣市であって、うちは、異議なし全会一致で可決、追認議案も可決しましたけれども、そのとき、石垣市は、相手方も全く一緒ですけども、日本下水道事業団、その分を、石垣市議会は、多数決になって1票差で可決をされた、相当反対されました。相当、否決しようとした議員さんが半分いたという事態で、その議会の考え方でちょっと調べられなかったんですけども、結果的にそうなっているということは、追認議案であっても、工事は全部同じ状態で終わっていますよ、だけれども、それを認めな

いと言った議員さんが半分いたというのが石垣市の事態ということになっている。

もう一つ、この文章をつくるのに参考にした実は文章があって、その文章も、やはり同じように二元代表制の、これは同じような決議文をつくっているんですけども、「二元代表制の一翼を担う議会を軽視した結果にほかならず、遺憾の極みである」という形で、決議文には載っている。ということは、確かに、内容、今回の追認議案、追認決議の内容からすると、やはり委員長の言うように、強い言葉にしてもいいのではないのかなど。

確かに、じゃ、ここで終わるために、受け入れられないという可能性もあるのかなど、実は思っている。そのことはみんな事実、事実。

でも、これが事実かどうか分からない、軽視というのは。というのを議会の意思としては、ここはこういうふうに言ったほうがそのさまざまな周りのことがあるとして、よその事例も勘案して、やっぱりこの言葉でいったほうがいいというふうに、いかがでしょうか。

○吉成委員長 という、今、熱い副委員長の思いが語られたわけですけども、どうですかね、大野委員。

○大野委員 あの、思いとか吉成委員長とか、相馬副委員長のおっしゃることはわかります。

ただ、やっぱり軽視という、多分、大きく言えば軽視なのかもしれないですけども、ないがしろにしてやってきたわけではないという思いがあるので、多数決で決めてください。

○吉成委員長 さっきから、軽視、軽視という言葉にとらわれていますけれども、結果が軽視になっているんです。それまでの行為は軽視をしてやったんじゃないけれども、そりゃそうでしょう、でも、結果が軽視になっちゃっていると。

結局、何でも結果です、結果に対して我々ほど

ういう評価を与えるかということなわけでしょう。今回は、この結果がイコールそれはどう見たって議会軽視になってしまっている、そういう思いじゃなくてもなってしまったというふうに捉えて、こういう文章にしているということなんですけれどもね。

鈴木委員。

○鈴木委員 今、副委員長の話の中に、文章の参考にした文章に、「軽視した結果にほかならない」私はその言葉がぴったりだという気がします。

やろうとしたんではなくて、間違っただにせよ、結果は軽視したという、二元代表制なのにといいところもあるので、そうしたら委員長が、結果こうなったと言っていたので、私はその言葉だと「軽視し」で止めるよりもぱっと見て、こういう言葉ならいいなどは思いました。

○吉成委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうしたら、議会は何をやるかということになると、議決をする機関であって、意図的ではないにしても、結果的にこうなったんだとしたら、「議会軽視も甚だしい」というふうになるとちょっときついで、やっぱり「軽視し」あたりのがいいんじゃないかと思う。結果的にそうなっちゃっているわけだから、その機会が意図的でないにしても、一番やるべきことが、そういう機会が奪われているんだから、やっぱり軽視でもいいんじゃないか。

○吉成委員長 大野委員のほうから、最大限気を使っただいて、多数決で決めてもいいんじゃないかと、多数決で決めてくださいと、イコール考えは変わらないということでしょうから、それでは、多数決で決めさせていただきます。

じゃ、原案のとおり決議するこの文章でよろしい方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉成委員長 挙手された方が多数ですので、この事務執行の適正な運用を求める決議については、案をとっていただいて、この文章で出すことといたします。

それでは、次に(2)の所管事務調査行政視察についてを議題といたします。

皆さんのお手元に、今回、会津若松市議会を視察するという予定としております。これについて事務局のほうからご説明をお願いします。

係長。

○関根議事調査係長 今お話のありました、行政視察に関しましては、会津若松市と日程調整をしている中で、本日の資料の最後のページにつけたところに、先日の議運でも一度お示したものと同じものにはなってございますが、8番目のところです、資料の一番後ろ。

11月6日火曜日の10時から12時ということで、先方と調整をさせていただいたところでございます。なお、会津若松市の議長さんであります目黒さんが非常に有名ではございますが、当日、公務のため、所要のため出席ができないということで、別な方の対応になりますというお話は何とおるところでございます。

また、視察に当たりましては、資料のほう、ちょっと戻らせていただくんですが、先ほどの決議案の後ろのページにありますとおり、質問項目等々を事前提出が求められてございますので、事前提出がある方につきましては、こちらの対応をお願いしたいな、そんなところでございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

行政視察に関しましては、11月6日午前中になりますが、会津若松市議会への行政視察となります。

テーマについては、4つほど挙げておりますが、まだこれは大丈夫だということですね。皆さんの

ほうからもこれ以外で視察をしたいという事項がありましたら、事務局のほうに提出をお願いしたいと思います。

この点について何か皆さんからございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

では、続きまして(3)のタブレット端末の導入について。

前回、今回はこのタブレット端末の実際について研修を行ったわけでありまして。今後、議運の中でそのタブレット端末導入に当たっての、幾つかのクリアしなくちゃいけない部分がありますので、これからどんどん、当然、議論を深めていきたいと思うんですが、それに先立ちまして、タブレット端末導入の資料等、前回の講習会の中でも出されている資料であったわけですが、それらも含めて、係長のほうから説明をお願いします。

係長。

○関根議事調査係長 今お話ありましたとおり、タブレット導入につきまして、幾つか、今後議運で取り組むべきポイントを過日の議運で挙げさせていただいたところでございます。

それは、今回お示した、また9月7日のタブレット体験会でもお配りしました、タブレット導入に伴う資料の、電子データ化たたき台というのがありますとおり、まず現在、紙の資料を使っております部分について、どこまでタブレットのほうに移行するかということなどを決めていただくこと、もう一つは、タブレットのどの機能を使うかというふうなところについて決めていただくことというのが、取り急ぎの対応になるかな、そんなふうにご考えてございます。

その先には、当然に費用負担の問題、それからルール作成のほうであります、最初に申し上げ

げましたとおり、取り急ぎ、タブレットに移行する部分の範囲を決めること、それから使う機能ということが重要になってまいりますので、そのうち、今回につきましては、どこまでをタブレットにして、紙を廃止するかということについて、まずはご議論いただきまして、次回以降の中で廃止した部分を前提とした、今度は機能の部分、タブレットをこういうふうにするよというところをお示ししてまいりたい、そんなふうにご議論いただいております。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今後、議運の中で検討することは、利用範囲、要は紙ベースでこれまではあったわけですが、それらをどこまで削減するか、どこまでそれらをタブレットで取り上げていくか。もう一つが、タブレット自体の機能、これに関しても、皆さんで協議を進める中で、決めていかなきゃいけない部分になります。

そこで、じゃ、今後、当然これは議論を深めていくんですけども、あらかじめ協議をする中で、我々委員長、副委員長、そして事務局と協議をした上で、これらのあらゆる案的なものを皆さんにお示しをしながら進めていくようなやり方でいきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形で今後は進めさせていただきますと思います。

事務局のほうから何かつけ加えることはありますか。

係長。

○関根議事調査係長 先ほど申し上げましたとおり、この紙その配付を廃止する部分について、特に他の自治体を見ておきますと、予算書、決算書、それからうちのほうでいいますと執行計画書、市政

報告書、こんなところについて、紙と並行しているような面もありますので、そこら辺についてより慎重にご議論いただいて結論を出していただければ、そんなふうにご議論いただいております。

○吉成委員長 今、説明いただきましたが、そういったものも今度具体的に、事例も含めながら、お示しをしながら協議を進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、この(3)のタブレット端末の導入についてはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(4)のその他に移ります。

その他については、各委員会、5つありますが、それぞれ来年度予算に対する予算要求を取りまとめて出しておきます。

当委員会においても、来年度予算要求というのを決めていきたいと思っております。きょう皆さんはお手元がないと思うんですが、平成30年度の議会費の中で、議運関係で予算要望したのは、1つは外部評価です、今回の那須塩原議会基本条例の検証に伴う外部評価、この費用を予算要求として出して、当然それは認められているわけです。そのほかに、前年からのものでいうと、議会運営委員会主催による研修会、これも予算要求して認められている部分です。あとは通年どおり、視察費等々が通年と同じだったということです。

新年度に関しましては、今回でこの基本条例の検証は行いましたので、当然、外部評価をしていただくという予算は要らないです。その部分はありませんので、従来の研修並びに視察、そのほかに皆さんから何か要望したいところがあったらご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 これいつまでに出すんでしたっけ。
係長。

○関根議事調査係長 検討会議の中では、9月中旬に
委員会のほうから出して、10月の会派代表者会議
検討部会の中で検討することとなっております。

○吉成委員長 それでは、9月中旬にということでは、
今私のほうから申し上げたもののほかに、
ここはどうしてもこういったことをやりたいので
予算要求してほしいというものがありません、
事務局のほうに出していただくということによろ
しいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようなことでお願いいた
します。

それでは、(4)のその他で皆さんからありますか。
協議事項の中で。

○君島議長 議運のところ、ちょっと協議してい
ただきたいと思いましたが、きのう、一般質問
が終わったんですけども、今まで、阿久津市長
時代までになるかと思うんですけども、におい
ては、同一質問については後から同じ質問をする
人については、「何月何日誰々議員に答弁したと
ころです」という形で、同じ答弁を2回繰り返す
ということはなかったんですけども、このと
ころ、同じ質問でも執行部のほうが丁寧に答弁を
してくれるということになっているんですけども、
これやっていただくと、結構、同じ答弁をさ
れているんですけども、時間が結構かかってし
まう部分があるので、できたら同じ質問に対し
ての答弁は、以前のような形で、「誰々議員に答
弁したとおりだ」というような形で、執行部がや
っていただければ、もう少し時間のほうの短縮が
とれるんじゃないかと思っておりますので、きょうすぐ
にということじゃなくて、まだ次の定例会は12月
までありますので、議運の中でちょっと協議をし

ていただければ、その結果によっては執行部のほ
うに申し入れをしてみたいなというふうに思っ
ていますので、ちょっと議運の中で協議いただけれ
ばと思うんですが。

○吉成委員長 今、議長のほうから1つ提案があり
ました。

本来、例えばその質問者が5人、同じ質問をし
た場合には、最初に答弁を受けた議員の質問に対
して、次の方に関しては、誰々議員にお答えした
とおりでありますというような扱いを、これまで
あったわけですが、今、丁寧なという話もありま
したけれども、現在はそういうふうな言葉を使わ
ずに、答弁は行っているわけです。

それらについて、今ちょっと問題提起されまし
たので、これについてちょっと、各会派で協議を
していただいて、また機会があるときに議論した
いと思っておりますのでよろしくお願い致します。いいで
すか、議長。

○君島議長 はい、よろしくお願い致します。

○吉成委員長 そのほかにごありますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

◎その他

○吉成委員長 じゃ、4のその他に移りますが、全
く、これまでのとは関係ない部分で何かお話があ
れば。

係長。

○関根議事調査係長 ちょっと、先ほどの話に戻
ってしまって恐縮なんですけど、予算の関係で、今、
先ほど申し上げていただいたほかにタブレットの
関係も費用として、基本的にはシティプロモーション

ョン課のほうで計上になりますが、一部、例えば通信費ですとか、それからあわせて、今回の全協でお示ししました資料にありますとおり、新たに必要なものというふうなものほかに、スクラップというところがあって、一部、例えば会議録の冊子ですとか、タブレットの導入によってスクラップの部分が出てまいるかと思しますので、そこら辺について別途お示しさせてもらえればと思いますとともに、今申し上げたスクラップそういった部分もありますので、それについても要求がありましたら、事務局のほうへお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○吉成委員長 予算要求にカットする部分があれば、そういうことですので、そういうことも考えていただきたい。

そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、長時間にわたって、大変慎重にご審議をいただきました。ありがとうございます。この後、決議をするということになりましたので、全協前に議運を開催をして、そこで議長のほうに出さなければいけなくなりますよね、それで、今度は全協でお知らせをして、最終日の議会に発議として出すという流れになりますので、また議運のほうが開催されますので、よろしくその点もお含みおきをお願いします。

◇

◎閉会の宣告

○吉成委員長 以上をもちまして、本日の会議を閉じたいと思います。

大変にありがとうございました。